

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 15 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の 大字名	変更前の 字名	区 域	変更後の 大字名	変更後の 字名
弁利	東八迫	498 の 1 の一部、508 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	弁利	上岩下

熊本県告示第 783 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨旭志村長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 15 年 7 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の 大字名	変更前の 字名	区 域	変更後の 大字名	変更後の 字名
伊坂	村内	305 の 2、306 の 1 の一部、306 の 2、307 の 1、307 の 2、308 の 1、308 の 2	伊坂	東原
伊坂	東原	395 の 2、396 から 398 までの各一部	川辺	北原
川辺	北原	27 の一部、29 の一部	伊坂	東原
新明	梅ノ元	1513 の 1 に隣接する水路である国有地の全部	川辺	北原
新明	前畑	390 から 393 までの各一部、403 の 1 の一部、404 から 406 までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	新明	槌取
新明	槌取	436 の一部、438 の一部、439 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	新明	前畑
新明	槌取	439 の 1 の一部、439 の 2 の一部、443 の 1、444 の 1、491 の 1、492 の 1、493 の 1 から 493 の 3 まで、494、495 の 1、496、497 の 1、500	新明	栄ノ平
新明	槌取	420 の一部、421 の 1、422 の一部、455 の 1 の一部、456 の 1、457 の 1	新明	賑平
新明	賑平	606、607 の 2 に隣接する道路である国有地の全部	新明	槌取
新明	木ノ平	562 の 1 の一部、567 の 1 の一部、584 の 1、585 の 1 の一部、586 の一部、587 の一部、588 から 590 まで、591 の 1、592 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	新明	賑平
新明	賑平	630 の一部、631 の一部、633 の一部、634 の一部、648 の一部	新明	木ノ平
新明	福得畑	654 の 1、654 の 2、655、656 の 1 の一部、656 の 2、657 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	新明	賑平
新明	福得畑	662 の 1 の一部、663 の 1、687 の 4 の一部、688 の 1 の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	新明	市原畑
新明	登里肥	1063 の 1 の一部、1064 の 1 の一部、1065 の一部、1067 の 1 の一部	新明	市原畑
新明	妙産	1207 の一部	新明	宇 土 林
新明	市原畑	1223 の 1 から 1223 の 3 までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	新明	妙産